

## 年金は世代と世代の支えあい

図保険年金課 ☎32-2072

公的年金制度は、年老いた時やいざという時の生活を、世代みんなで支える仕組みです。かつて、日本の家庭では、祖父母、父母、子どもと一緒に暮らし、家庭の中で高齢者などの生活を支えていくことが一般的でした。しかし、核家族化が進み、出生率が低下している現在、老後の生活を自分の子どもに頼ることが難しくなっています。国民年金に加入して、老後の生活などに備えましょう。

### 3つの年金で生活をサポート



### 平成24年度年金額

- 老齢基礎年金** 786,500円 (40年間保険料を納めた場合)  
※原則25年以上保険料を納めた(免除期間を含む)人に、65歳から支給されます
- 障害基礎年金** 1級=983,100円、2級=786,500円  
※国民年金加入中の病気やけがにより障害のある状態になった時、支給されます(支給要件あり)
- 遺族基礎年金** 1,012,800円(子が1人いる妻の場合)  
※国民年金加入中の人が亡くなった時「子のある妻」または「子」に支給されます(支給要件あり)

### 20歳になったら国民年金

国民年金の加入期間は原則、20歳から60歳までです。忘れずに加入しましょう

種類	加入者	保険料の支払い方法
第1号被保険者	自営業、農業・漁業、学生、無職の人など	被保険者が直接支払う 保険料月額14,980円 ※保険料免除・猶予制度あり
第2号被保険者	会社員、公務員など	被保険者の給料から天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者が加入する年金制度が負担

### こんな時も届け出を忘れずに

退職したとき、配偶者の扶養でなくなった時は、第1号被保険者になる届け出が必要です(2・3号被保険者の届け出は事業者が行います)。  
※詳しくは、お問い合わせください

津山市二宮80  
1階つやま地域生活  
支援センターつばさ  
内



**津山地域障害者虐待防止センター**  
障害のある人への虐待の防止や、早期発見を  
するため、通報を受け付けています。  
障害のある人が家庭や施設、職場などで虐待  
を受けたり、虐待されているのではないかと  
思われたりした時は、ご連絡ください。  
専用電話 080・2934・1750  
受付時間 24時間

### 津山地域障害者基幹相談支援センター

市では、津山地域障害者基幹相談支援センタ  
ーと津山地域障害者虐待防止センターを併設  
して障害のある人のサポートを行っています。

図障害福祉課 ☎32・2067

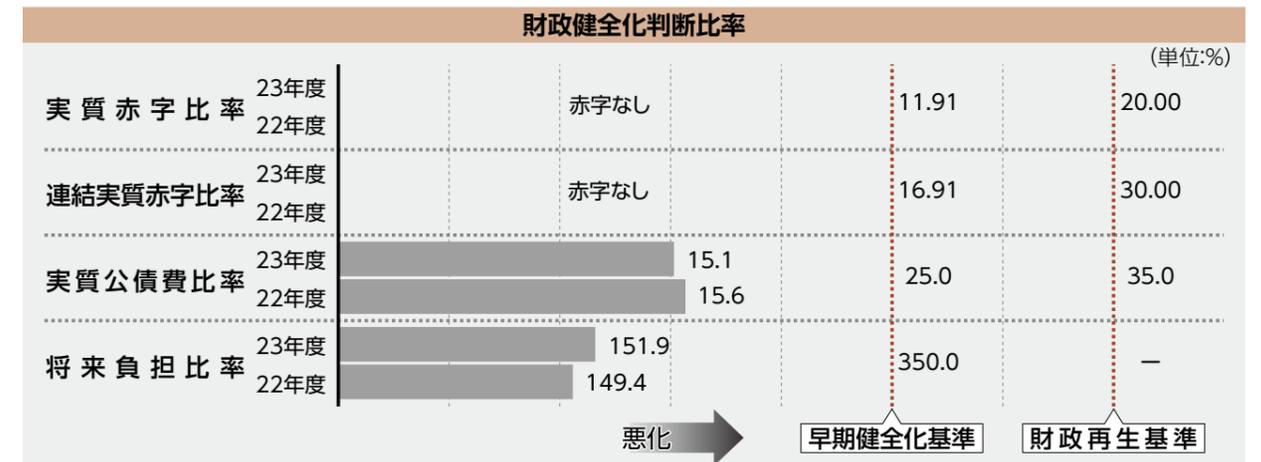
### 障害者基幹相談支援センター 障害者虐待防止センターの開設

津山地域障害者基幹相談支援センタ  
ー  
また、地域生活での自立や権利擁護を支援し  
ています。  
連絡先 ☎28・7335 図28・7330  
利用時間 月～金曜日午前8時30分～午後5時

## 財政健全化判断比率と資金不足比率の公表

図財政課 ☎32-2020

市の平成23年度決算に基づく算定の結果、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)、資金不足比率ともに早期健全化基準、経営健全化基準を下回りましたが、基金を取り崩すなど、市財政は、依然として厳しい状況となっています。



### 公営企業会計の資金不足比率

市の公営企業会計は、  
・津山市水道事業会計  
・津山市工業用水道事業会計  
・簡易水道事業特別会計  
・食肉処理センター特別会計  
・下水道事業特別会計  
・農業集落排水事業特別会計  
・土地取得造成事業特別会計の7会計です。  
平成23年度の決算では、いずれの会計でも  
資金不足は発生しませんでした。



**用語の説明**  
【実質赤字比率】福祉、教育、まちづくりなどを行う普通会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの  
【連結実質赤字比率】すべての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、市全体の財政運営の深刻度を示すもの  
【実質公債費比率】普通会計、特別会計などの借入金の返済額などのうち、普通会計が負担する額の大きさを指標化したもの  
【将来負担比率】普通会計の借入金残高だけでなく、将来支払っていく可能性のある負債などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの  
【財政再生基準】基準を超えると、国の関与による確実な再生を行うため、財政再生計画の策定などが義務付けられる  
【早期健全化基準】基準を超えると、自主的な改善努力によって財政を健全化するため、財政健全化計画の策定や外部監査の要求などが義務付けられる  
【資金不足比率】公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化して、経営状況の深刻度を示すもの。経営健全化基準(20%)を超えるると経営健全化計画の策定や外部監査の要求などが義務付けられる

指標の公表について 自治体の財政破綻を未然に防ぎ、財政状況の悪化した団体に対して早期健全化を促すため、平成19年度決算から財政判断指標(健全化判断比率、資金不足比率)を公表することが義務付けられています